

手数料納付書での納付

手数料納付書で納付を行う時の流れ（書面申請のみ）

1. 県が発行する手数料納付書と申請書を消防本部（局）で入手し、納付書にあらかじめ住所（1箇所）と氏名（3箇所）を記入します。

氏名 A

住所 B

氏名 C

氏名 D

納付書

領収証書

手数料納付書（金融機関専用）

以下は納入者の控えです。領収証書と併せて保管してください。

納付方法

納付後の長崎県への提出方法

納入者の住所(B)・氏名(A・C・D)欄は、申請者が記入

※ 未記入の場合は、金融機関での納付はできないので注意すること

2. 納付書により金融機関の窓口で支払を行います。

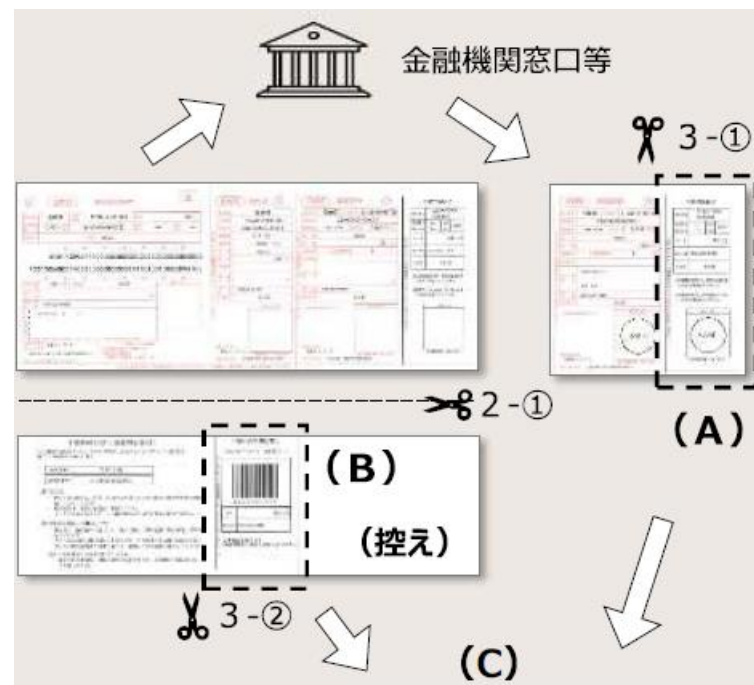
支払できる金融機関

1. 県内の金融機関
2. 郵便局（九州内（沖縄を除く））
3. みずほ銀行（全国）



【注意】（支払不可）
コンビニ、県庁売店、
振興局等の窓口

- ① 手数料納付書の控え部分を切り離します。
（控え部分もあとで必要になりますので手元に保管します。）
- ② 切り離れた納付書により、窓口で支払います。
- ③ 「領収証書・納付済証」を受け取ります。



手数料納付書での納付

3. 申請書を準備します。

- ① 2の③から納付済証（A）を切り離します。
- ② 保管していた控え部分から納付済証照合票（B）を切り離します。
- ③ 切り離した納付済証（A）と納付済証照合票（B）を申請書（C）の裏面に貼付します。

【注意】納付済証（A）と納付済証照合票（B）は原本（コピー不可）を貼付して下さい。紛失した場合は、原則、再度購入になるため特にご注意ください。（証紙を紛失した場合と同じ扱いとなります。）

4. 申請書を（一社）長崎県危険物安全協会へ送付あるいは持込して下さい。

